

AWS 請求代行サービス アドバンスト リセールアグリーメント

第1条(総則)

- 1 AWS 請求代行サービス アドバンスト リセールアグリーメント(以下「本契約約款」といいます)は、本サービス(第2条に定義します)を株式会社エクレクト(以下「当社」といいます)が提供するにあたり、本サービスをご利用になるすべての方(以下「契約者」といいます)に適用するものとします。当社は、本契約約款を変更する場合には、変更後の本契約約款の効力の発生時期を定め、かつ、契約約款を変更する旨及び変更後の約款の内容並びにその効力発生時期をあらかじめ当社 WEB サイト内において周知し、またはメールによって通知するものとします。契約者は、本契約約款の変更に同意できない場合、本契約約款の変更の効力が生じるまでは、本契約を終了することができます。ただし、契約者が、本契約約款の変更後、本サービスを利用した場合には、かかる変更に同意したものとみなされます。変更後の本契約約款は、特段の定めがある場合を除き、周知または通知された効力発生時期より効力が生じるものとします。契約者は、本契約約款、本契約約款において参照される他の利用規約、およびその他本サービスに関して契約者に確認が求められる利用規約・ドキュメント等を、定期的に契約者の責任において確認するものとします。
- 2 本サービスの提供場所は、原則として日本国内とします。

第2条(定義)

本契約約款において、次の用語はそれぞれ以下のとおりとします。

- (1) サーバーワークス社 株式会社サーバーワークスをいいます。
- (2) 本サービス サーバーワークス社が提供するサービス「AWS 請求代行サービス アドバンスト」を当社が契約者に再販するサービスをいい、AWS サービス、AWS サポート及び AWS サービスの利用料を日本円で支払うことができるサービスが含まれます。
- (3) AWS 社 Amazon Web Services, inc.をいいます。
- (4) AWS サービス AWS 社が提供し、当社が契約者に対して再販する各種 AWS サービスをいいます。

第3条(利用契約の締結等)

- 1 本サービスのご利用を希望されるすべての方(以下「利用希望者」といい、利用契約締結後は「契約者」と読み替えます)は、当社との間で本サービスに関する契約(以下「利用契約」といいます)を締結するものとします。
- 2 利用希望者は、本サービスの利用にあたりサーバーワークス社が定める AWS 請求代行サービス アドバンストに関する規約(AWS 請求代行サービス アドバンストサ

ービスアグリーメントを含むが、これに限定されない。)及びAWS社が定める規約(AWSカスタマーアグリーメントを含むがこれに限定されない。以下、「AWS規約」という。)に同意の上、申込みものとし、利用契約を締結した契約者は当該規約に同意したものとみなされ、契約者は当該規約に違反してはならないものとします。なお、本規約と当該規約との間に矛盾抵触がある場合には、本規約の内容が優先されるものとします。

- 3 利用契約は、本契約約款に特段の定めがない限り、利用希望者が、本契約約款にご同意のうえ当社が別途定める方法により申込み、サーバーワークス社が利用希望者に第7条(契約者のアカウント情報)に定める契約者のアカウント情報の通知をした日を申込にかかる承諾日及び契約成立日とします。
- 4 当社は、本契約約款の定めにかかわらず、次の各号に該当する場合は、利用希望者からの利用契約の申込を承諾しないか、または成立した利用契約を取り消す場合があります。
 - (1) 申込の際、虚偽の事実を申告したとき
 - (2) 過去に本サービスその他の当社との取引において、支払遅延などをしたことがあるとき、または支払遅延などのおそれがあるとき
 - (3) 過去に本サービスその他の当社との取引において、利用停止もしくは契約解除などをされたことがあるとき、または利用停止もしくは契約解除などのおそれがあるとき
 - (4) 本契約約款などに違反し、または違反するおそれがあるとき
 - (5) 反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ。)である、または資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流もしくは関与を行っていると当社が判断したとき
 - (6) 本サービスの提供元であるAWS社又はサーバーワークス社から承諾を得られないとき
 - (7) その他、当社の業務の遂行または技術上支障があるとき
- 5 利用契約の申込みにおいて、利用希望者には、当社が必要と判断した場合は、財務諸表等経営状態にかかる資料を提供して頂くことがあります。
- 6 利用希望者は、当社またはサーバーワークス社が利用希望者の技術的問題に関する支援を行う目的で、AWS社の提供するサポート(以下「AWSサポート」といいます)に加入することを承諾するものとします。

第4条(利用契約の内容)

- 1 契約者は、本サービスを自己で利用するためにのみ利用するものとし、第三者に再販

売してはならないものとします。

- 2 利用契約の内容は、AWS サービスの利用にかかる契約を含み、AWS サービスの利用にかかる契約は、当社と契約者の間で締結されます。

第5条(契約者の登録情報等)

- 1 契約者は、本サービスの契約者の登録情報等に関し、以下の義務を負うものとします。
 - (1) 真実かつ正確な情報を登録する義務
 - (2) 登録内容が最新となるよう修正する義務
 - (3) 第12条(契約者の登録情報等の変更)に定める義務
- 2 契約者は登録情報等をサーバーワークス社及びAWS社に対して提供することにつき、同意するものとします。

第6条(ログインおよびパスワードに関する契約者の責任)

契約者は、本サービスのログインIDとパスワードの使用、管理に一切の責任を負うものとし、当社、サーバーワークス社及びAWS社はいかなる責任も負わないものとします。

第7条(契約者のアカウント情報)

- 1 サーバーワークス社は、本サービスを利用にあたり、以下の理由から契約者のアカウント情報(Account Number、Access Key ID、Secret Access Key、以上を総称して「AWS アカウント情報」といいます)を本サービス内に保持するものとします。
 - (1) 契約者が本サービスの機能を通じてAWSサービスを直接利用できるようにするため
 - (2) 契約者がAWSサービス上で稼働させているサーバー等のシステム(以下、総称して「AWS サービス上のシステム」といいます)の稼働状況を確認し、本サービス内で表示、管理するため
- 2 契約者は、当社またはサーバーワークス社が本サービス提供にあたり必要な権限設定を実施することを承諾するものとします。
- 3 サーバーワークス社は、契約者のAWSアカウント情報を本条の目的のみで使用するものとし、本サービスの機能によらずに使用しないものとします。
- 4 契約者は、AWSアカウント情報の使用、管理に一切の責任を負うものとし、当社、サーバーワークス社及びAWS社はいかなる責任も負わないものとします。
- 5 契約者は、AWSアカウント情報等をその要求に応じてサーバーワークス社またはAWS社が取得し、また、サーバーワークス社が本サービスの利用状況にかかる統計データを保持することについて同意するものとします。

第8条(契約者の使用条件)

- 1 契約者は、AWS サービスの利用にあたって、AWS 規約または適用される法律に違反してはならないものとします。
- 2 AWS サービスは、AWS 社とサーバーワークス社の間の契約に基づき、サーバーワークス社が当社に対して AWS 規約に準じて提供するものであり、当社は AWS 規約の範囲で契約者に責任を負うものとします。
- 3 契約者が、次の各号に該当する場合は、AWS 社が、契約者による AWS サービスへのアクセスを直ちに終了することに同意するものとします。
 - (1) 契約者が AWS 社の使用条件に違反している場合
 - (2) AWS サービスまたは他の AWS 社顧客のシステム又はコンテンツに悪影響を与える可能性がある場合
 - (3) AWS 社又は AWS 社の関連会社または第三者に責任が生じる恐れがある場合
 - (4) その他 AWS 社が不適切と判断する場合
- 4 契約者が次の各号に該当する場合は、サーバーワークス社が、契約者による本サービスの利用を直ちに終了することに同意するものとします。
 - (1) 契約者が、サーバーワークス社が定める使用条件に違反しており、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず是正されない場合

第9条(本サービスの提供条件)

- 1 利用希望者が利用契約締結前より AWS アカウントを既に取得している場合、当社は、利用契約締結後、契約者の AWS アカウントにかかる支払いを当社またはサーバーワークス社に移行する手続きを行います。この場合、契約者は、AWS アカウントに紐づくメールアドレスに届く確認メールに記載された指示に従い、AWS 社への支払者が当社またはサーバーワークス社に移行されることを速やかに承諾するものとします。
- 2 利用希望者が、AWS アカウントを保持しておらず、AWS アカウントの開設業務を当社が行う場合においても、利用契約締結後、契約者は本契約約款第8条(契約者の使用条件)の定めに従い AWS サービスを利用するものとします。
- 3 契約者は AWS アカウント情報を厳重に管理するものとし、これらの不正使用により当社または第三者に損害を与えることのないように万全の配慮を講じるものとします。また、契約者は不正使用に起因するすべての損害について単独で責任を負うものとします。契約者は、AWS アカウントが第三者によって不正に使用されたことが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡し、AWS アカウントの再発行および漏洩した AWS アカウントからのアクセスを遮断するために必要な費用を負担するものとします。

第10条(本サービスの取り扱い)

- 1 AWS サービスに関するバックアップ、監視等の設定または動作確認は、契約者の責任において行うものとします。
- 2 契約者は、本サービスの利用に関わる費用の一切(設備・機器、ソフトウェア等に要する費用、電気通信回線利用料金および AWS 利用料金等を含みます)を負担するものとします。

第 1 1 条(サービスサポート)

本サービスのうち、本サービスに関するサポートの詳細内容については、サーバーワークス社の「AWS 請求代行サービス アドバンスト契約に基づくテクニカルサービス仕様書」の記載によるものとし、契約者は当該ドキュメントに従ってサーバーワークス社が本サービスのサポートを提供することに同意するものとします。

第 1 2 条(契約者の登録情報等の変更)

- 1 契約者は、以下の各号に変更があったときは、速やかに当社に届け出るものとします。
 - (1) 法人名、代表者名、担当者名、およびメールアドレス
 - (2) 登記上の本店所在地
 - (3) 当社に届け出た請求書送付先に関する事項
 - (4) 経営権・支配権等に関する事項(買収、合併、事業譲渡その他の企業取引を含む)
 - (5) その他サーバーワークス社が、必要があるとして要求した事項
- 2 前項の届出があったとき、契約者には、当社が必要と認める範囲で、その届出のあった事実を証明する書類を提出していただくことがあります。
- 3 契約者は、第 1 項の届出を怠った、または虚偽の事実を届け出たことにより、当社が契約者に宛てて送付した書面が不到達または延着となった場合においても、通常その到達すべき時に到達したものとみなされることに同意します。

第 1 3 条(料金等)

- 1 本サービス料金は、以下のとおりとします。
 - (1) AWS 利用料金
 - (2) AWS サポート料
初月費用 無料
月額利用料 AWS 利用料の 10%
 - (3) AWS 請求代行
初期費用 無料
月額利用料 契約者の AWS 利用料金と AWS サポート料の合計金額の 10%
- 2 前項第 3 号の AWS 利用料金の 1 か月の利用料金が 30,000 円に満たない場合の AWS 請求代行の月額利用料は 3,000 円とします。但し、AWS 利用料金が発生していない場合

を除くものとします。

- 3 月額利用料は、契約者による AWS 利用月の初日から月末日までの期間における利用料に基づくものとします。

第 14 条(料金の支払義務)

- 1 契約者は、前条(料金等)の料金と契約者が利用した AWS サービス及び本サービスの利用料金とを合算して(以下「本支払料金」といいます)、第 16 条(料金等の支払方法)に定める支払方法に従い、当社に支払う義務を負うものとします。
- 2 本契約約款第 20 条(当社事由または AWS 社事由による提供停止)および第 21 条(契約者事由による提供停止)の規定により本サービスの提供が停止された場合であっても、契約者は本サービスの本契約約款に基づく債務を免れないものとします。

第 15 条(為替レートの適用条件)

当社は、前条(料金等の支払義務)に定める本支払料金のうち、AWS 利用料金について、当社の定める為替レートに従って日本円で請求するものとします。

第 16 条(料金等の支払方法)

- 1 当社は、本契約約款第 14 条(料金等の支払義務)に定める契約者の本支払料金を、当社の指定する方法(郵送、電子メール、Web サイトを含むがこれに限定されない)にて、利用月の翌月末日までに契約者に対して請求するものとします。
- 2 契約者は、当社より請求された本支払料金等を、利用月の翌々月末日までに、当社が指定する銀行口座への振込により、一括で支払うものとします。なお、振込手数料は契約者の負担するものとします。

第 17 条(延滞損害金)

契約者が、料金その他の債務について支払い期日を経過してもなお支払いが確認できない場合、当該契約者は支払い期日の翌日から支払いがなされた日の前日までの日数について、年 6 %の割合で計算して得た額を延滞損害金として、当社が指定する期日までに、当社が指定する方法により支払うこととします。

第 18 条(消費税)

契約者が本サービスに係る債務を当社に対し支払う場合において、消費税法および同法に関する法令の規定により消費税および地方消費税が当該支払いに対して賦課されるものとされているときは、契約者は当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税および地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

第 19 条(端数処理)

当社は料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとします。ただし、当社が契約者に請求する消費税の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

第 20 条(当社若しくはサーバーワークス社事由または AWS 社事由による提供停止)

- 1 当社またはサーバーワークス社は、次の各号のいずれかに該当するとき、本サービスの提供を停止し、または利用を制限することができるものとします。
 - (1) 当社、サーバーワークス社または AWS 社が行う定期的もしくは臨時の点検(修復、改良を含む)のとき
 - (2) インターネット上の通信事情の変化または当社、サーバーワークス社もしくは AWS 社のシステム上の都合等により必要があるとき
 - (3) サーバーワークス社若しくは AWS 規約に基づく制限またはサーバーワークス社若しくは AWS 社からの指示があるとき
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、あらかじめその理由、停止をする日および期間を契約者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない事由並びにサーバーワークス社及び AWS 社の判断で停止を行なう場合は除くものとします。

第 21 条(契約者事由による提供停止)

- 1 当社またはサーバーワークス社は、契約者が次の各号のいずれかに該当するとき、本サービスの提供を停止、または利用を制限することができるものとします。
 - (1) 本サービスの料金その他の債務につき所定の支払期日が経過しても履行しない場合
 - (2) 本契約約款上の債務を履行しなかったとき
 - (3) 本契約約款の規定に違反したとき
 - (4) 契約者が、サーバーワークス社が定める規約及び AWS 規約に違反したとき、または違反したと認める相当の事由があるとき
 - (5) 反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ。)である、または資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流もしくは関与を行っていると当社が判断したとき
 - (6) その他、当社またはサーバーワークス社が不適切と判断するとき
- 2 当社、サーバーワークス社または AWS 社は、複数の利用契約を締結している契約者

が、そのいずれかの利用契約において、本契約約款等の規定に違反したときは、そのすべての利用契約に係る本サービスの提供を停止することができるものとします。

- 3 本条に基づき当社が行った措置の結果により契約者に生じた直接的または間接的な結果について、当社は一切その責を負わないものとします。

第22条(サービス利用にあたっての遵守事項)

本サービスの利用に際しては以下に定める行為(それらを誘発する行為や準備行為も含みます)を禁止するものとします。契約者がこれらに違反した場合、当社またはサーバーワークス社は契約者に対して、それらの行為を差し止める権利、およびそれらの行為によって当社が蒙った損害または契約者が得た利益相当額を当社またはサーバーワークス社の受けた損害として損害賠償を請求する権利を有します。

- (1) 日本国または利用の際に契約者が所在する国・地域の法令に違反する行為
 - (2) 社会規範・公序良俗に反するもの、または、他人の権利を侵害し、もしくは他人の迷惑となるようなものを AWS サービス上のシステムで掲載、開示、提供または送信したりする行為
 - (3) 他人の使用するサーバー、ソフトウェア、ハードウェアなどの機能を破壊したり、害したりするようなプログラムなどを送信・アップロード等する行為
 - (4) 本サービス自体を妨害する行為、または、本サービスのサーバーもしくはネットワークの機能を破壊もしくは妨害する行為
 - (5) 本サービスの提供の趣旨に照らして本来のサービス等の提供目的とは異なる目的で利用する行為
 - (6) 本サービスに関連して反社会的勢力に直接または間接に利益を提供する行為
 - (7) サーバーワークス社が定める規約または AWS 規約に反する行為
 - (8) その他、当社またはサーバーワークス社が不適切と判断する行為
- 2 本契約の契約期間中および本契約終了後2年間、契約者は、自己が本契約約款、サーバーワークス社が定める規約及び AWS 規約に基づく義務を遵守していることを証明するために十分な完全かつ正確な帳簿および記録を保管するものとします。当該期間中、当社、サーバーワークス社および AWS 社は、契約者に対し、当該帳簿および記録を監査することができるものとし、監査の結果、契約者による当該義務の違反が明らかになった場合、契約者は、当社、サーバーワークス社または AWS 社に対して、当該監査に要した費用を支払わなければならないものとします。

第23条(契約者の責任)

- 1 契約者は、本サービスの円滑な提供のために必要な指示が当社またはサーバーワークス社によりなされた場合、合理的な範囲でこれに従うものとします。
- 2 契約者の本サービスの利用に関し、第三者から当社に対してクレーム、請求がなされ

または訴訟が提起された場合は、当該契約者は自己の責任と費用で当該クレーム、請求または訴訟を解決するものとします。また、これらのクレーム、請求または訴訟に関して当社に費用が発生した場合または当社が賠償金などの支払を行った場合、契約者は当社が支払った費用および賠償金などの損害(当社が支払った弁護士費用を含みます)の一部または全部を負担するものとします。

- 3 契約者の本サービスの利用に関し、第三者からサーバーワークス社または AWS 社に対してクレーム、請求がなされまたは訴訟が提起された場合は、当該契約者は自己の責任と費用で当該クレーム、請求または訴訟を解決するものとします。また、これらのクレーム、請求または訴訟に関してサーバーワークス社若しくは AWS 社に費用が発生した場合またはサーバーワークス社若しくは AWS 社が賠償金などの支払を行った場合、契約者はサーバーワークス社または AWS 社が支払った費用および賠償金などの損害(サーバーワークス社及び AWS 社が支払った弁護士費用を含みます)を負担するものとします。

第24条(知的財産権)

本サービス(本サービスを提供するために用いるプログラムおよび付随するドキュメントを含むがこれに限られない)に関する知的財産権およびその他一切の権利は、サーバーワークス社または AWS 社が直接提供するものを除き、すべて当社に帰属するものとします。契約者は、当社が本サービスの提供のために用いるプログラムのソースコード、ドキュメントその他の著作物につき、複製、コンパイル、リバースエンジニアリング、解析、修正、改変または二次的著作物の作成等を自らまたは第三者を介して行ったり、試みてはならないものとします。

第25条(再委託)

当社またはサーバーワークス社は、本サービスに関わる業務を当社指定の第三者に委託できるものとし、当社は再委託先の行為について一切の責任を負うものとします。

第26条(契約期間)

本サービスの契約期間は、契約締結日が契約締結日の属する月の1日から20日までのいずれかの日である場合には、契約締結日から契約締結日の属する月の20日までとし、契約締結日が契約締結日の属する月の21日から31日までのいずれかの日である場合には、契約締結日から契約締結日の属する月の翌月20日までとします。ただし、いずれの当事者からも第27条(契約者による解約)第28条(当社による解除)に基づく意思表示がなされない場合には、契約期間満了日の翌日からさらに1ヶ月自動的に継続されるものとし、以後も同様とします。

第27条(契約者による解約)

- 1 契約者は、利用契約を解約するときは、当社に対し、解約を希望する月の前月15日までに解約の旨及び、本サービスの解約日を当社が別途定める書面により通知するものとします。なお、本サービスの解約日は、必ず暦月の20日とします。当該解約の通知があった日から当該通知において本サービスの解約日とされた日までの期間が1ヶ月未満であるときは、本サービスの解約日は翌々月20日とします。
- 2 契約者は、前項に定める解約の通知が当社に到達した時点において未払いの本サービスの料金および延滞損害金がある場合には、第16条(料金等の支払方法)および第17条(延滞損害金)の定めに従いこれらを支払うものとします。
- 3 契約者は、解約日までに本サービスの利用にかかる契約者のデータ、コンテンツ等を削除するものとします。
- 4 前項に関わらず、解約日以後に契約者のデータ、コンテンツ等が本サービスに格納されている場合は、当社またはサーバーワークス社はこれを削除することができるものとし、契約者のデータ、コンテンツの削除を行ったことにより契約者に損害が生じた場合であっても、当社はいかなる責任も負わないものとします。

第28条(当社による解除)

- 1 当社は、以下の場合には利用契約を解除することができるものとします。
 - (1) 契約者が本サービスの料金若しくはその請求代行の料金またはその他の債務につき所定の支払期日が経過しても履行しない場合、またはその他本契約約款に定められた重大な事項に違反するかもしれないと当社が判断した場合
 - (2) 契約者が本契約約款に定められている事項に違反し、その旨当社から通知を受けたにもかかわらず7日を経過しても違反が是正されない場合
 - (3) 契約者が破産もしくは民事再生の手続の申立てを受け、契約者自らがそれらの申立てを行い、精算の対象となり、または第三者から差押、仮差押、仮処分、競売の申請、租税公課の滞納による差押、支払いの停止処分を受けるなど、契約者の信用不安が発生したと当社が判断した場合
 - (4) 契約者のAWSアカウント情報が反社会的勢力もしくはその構成員や関係者によって登録もしくは使用された場合、またはそのおそれがあると当社が判断した場合
 - (5) 契約者が反社会的勢力等である、または資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流もしくは関与を行っている場合またはそのおそれがあると当社が判断した場合
 - (6) 契約者との信頼関係が失われた場合など、当社と契約者との契約関係の維持が困難であると当社が判断した場合

(7) 本契約約款第3条(利用契約の締結等)4項の各号に該当する場合

- 2 前項各号に基づき本サービスの利用契約が解除された場合、当社またはサーバーワークス社は、本サービスに格納されている契約者のデータ、コンテンツまたはAWSアカウント情報等を直ちに削除します。契約者が複数のAWSアカウントを登録している場合、当社またはサーバーワークス社は、一つのAWSアカウントのみに関して前項各号に該当するときであっても、それらすべてのAWSアカウントに対して本条の措置をとることができます。
- 3 本条に基づき当社またはサーバーワークス社が本サービスの利用契約の解除または本サービスに格納されている契約者のデータ、コンテンツまたはAWSアカウント情報等の削除を行ったことにより契約者に損害が生じた場合であっても、当社はいかなる責任も負いません。
- 4 本条の規定により利用契約が解除された場合、契約者は、当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を喪失し、直ちに債務を履行しなければならないものとします。

第29条(契約終了時の措置)

本契約約款および利用契約が終了した場合(解約、解除その他契約終了にかかる事由を問わない)には、以下の定めが適用されます。ただし、本契約約款および利用契約の各条項に別段の定めがある場合は、当該各条項の定めが本条項に優先して適用されるものとします。

- (1) 契約者のすべての権利は直ちに終了します。
- (2) 契約者は、未払いの本サービスの料金および延滞損害金がある場合には、第16条(料金等の支払方法)および第17条(延滞損害金)の定めに従いこれらを支払うものとします。
- (3) 契約終了時以後に契約者のデータ、コンテンツ等が本サービスに格納されている場合は、当社はこれを直ちに削除することができるものとし、契約者のデータ、コンテンツ等の削除を行ったことにより契約者に損害が生じた場合であっても、当社はいかなる責任も負わないものとします。

第30条(サービスの内容の変更、終了)

- 1 当社は、当社またはサーバーワークス社の都合により本サービスを停止、利用制限、変更または終了することがあります。
- 2 当社が本サービスを終了するときは、やむを得ない場合を除き、終了する25日前までにその旨を通知または告知するものとします。
- 3 本条により、本サービスの提供が終了した場合でも、契約者は本契約約款に基づく債務を免れるものではありません。

- 4 本条に基づき当社が本サービスの停止、利用制限、変更または終了を行ったことにより契約者に損害が生じた場合でも、当社はいかなる責任も負わないものとします。

第31条(責任の制限)

- 1 AWS サービス自体に起因して契約者に生じた損害について、当社はAWS 規約において AWS 社が定める責任の範囲内においてのみ契約者に対して責任を負うものとし、それを超える責任は負わないものとします。
- 2 前項に定める場合を除き、利用契約又は本契約約款等に関して、当社の責めに帰すべき事由（当社に再販するサーバーワークス社の責めに帰すべき事由を含みます。）によって契約者に損害が生じた場合、当社が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、当該事由に起因して契約者に現実に発生した通常の損害に限定されるものとします。
- 3 前項に基づく損害賠償の額は、いかなる場合においても、当該損害発生時点から遡って12か月間（当該期間が12か月に満たない場合は、本サービスの利用開始から当該損害発生月までの期間）に、当社が契約者から現に受領した第13条第1項(3)（AWS 請求代行料）に定める料金の額を上限とします。
- 4 当社の責めに帰すことができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益および間接的な損害について、当社は賠償責任を負わないものとします。

第32条(免責)

- 1 本サービスの各機能は、提供時点において AWS 社またはサーバーワークス社が提供可能なものであり、本サービスが契約者の特定の目的に適合すること、期待する機能を有すること、期待する成果を実現すること、不具合を起こさないこと、中断しないこと、および利用結果を含め、当社は、契約者に対し、本サービスに関する何らの保証も行わないものではありません。また、当社は、契約者にあらかじめ通知することなくサービスの内容や仕様を変更したり、提供を停止したり中止したりすることができるものとします。
- 2 当社は、本サービスの利用に伴い、契約者または第三者のプログラムまたはデータの消 失または破損等が生じた場合であっても、その理由のいかんを問わず一切の責任を負うものではありません。

第33条(秘密保持)

契約者は、本サービスに関連して当社が契約者に対して秘密に取り扱うことを求めて開示した非公知の情報について、当社の事前の書面による承諾がある場合を除き、秘密に取り扱うものとします。

第34条(個人情報の取扱い)

- 1 当社による個人情報の取扱いについては、次項以下に定めるほか、当社のプライバシーポリシー (<https://eclect.co.jp/privacy/>) の定めによるものとし、またサーバーワークス社に提供される個人情報については、サーバーワークス社のプライバシーポリシー (<https://www.serverworks.co.jp/corporate/privacy-policy>) の定めによるものとし、契約者はこれらのプライバシーポリシーに従って当社及びサーバーワークス社が契約者の個人情報を取り扱うことに同意するものとします。
- 2 当社が取得し、またサーバーワークス社に提供する個人情報は、本サービスを提供するために必要なものに限定するものとし、個人情報の取得および利用目的は以下の通りです。
 - (1) 契約者の本サービス利用開始時に、契約者の氏名、メールアドレスなどの個人情報をお尋ねする場合
 - (2) 契約者にご自身の登録情報の閲覧や修正を行ってもらうために、氏名、メールアドレス、所属会社名、電話番号などの登録情報を表示する場合
 - (3) 契約者に本サービス利用に関する連絡または、クラウドコンピューティング全般に関わるお知らせをするためにメールアドレスなどの連絡先情報を利用する場合
 - (4) 契約者が簡便にデータを入力できるようにするために、既に登録されている情報を入力 画面に表示させたり、契約者の指示に基づいて他のサービスなどに転送したりする場合
 - (5) 本契約約款に違反した契約者や、不正・不当な目的でサービスを利用しようとする契約者の利用を中断・停止するために、利用形態、氏名など個人を特定するための情報を利用する場合
 - (6) 契約者からのお問合せに対応するために、お問い合わせ内容とあわせて連絡先情報などを利用する場合
- 3 契約者は、本サービスの利用にあたって、本サービスの提供、マーケティングを目的として当社が受領した個人情報を、サーバーワークス社及びAWS 社が収集、処理および使用することに同意するものとします。
- 4 契約者は、本サービスの利用にあたって、第三者ソリューションの利用に関する情報を AWS 社が第三者ソリューションプロバイダーへ提供することにつき同意するものとします。

第35条(権利の譲渡等の制限)

契約者は、本サービスの提供を受ける権利等本契約約款上の権利を、当社の承認なく、第三者に譲渡し、または担保に提供し、その他一切の処分をすることはできないものとします。

第36条(通知または連絡)

契約者が当社またはサーバーワークス社への連絡を希望される場合には、当社またはサーバーワークス社が指定する方法によって行っていただくものとします。サーバーワークス社は、契約者からのお問い合わせに対する回答を原則としてメールのみで行うものとします。

第37条(分離可能性)

本契約約款のいずれかの条項またはその一部が、適用法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本契約約款の残りの規定および一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、当社および契約者は、当該無効もしくは執行不能の条項または部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効もしくは執行不能な条項または部分の趣旨ならびに法律的小および経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとします。

第38条(準拠法および裁判管轄)

利用契約の成立、効力発生、解釈にあたっては日本法を準拠法とします。また、本契約約款 および本サービスの利用に起因または関連して当社と契約者との間で生じた紛争については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2021年6月14日 制定・施行

2021年10月22日 改定・施行

2022年5月16日 改定・施行

2025年8月6日 改定・施行